

手元において使える！ 給与計算チェックリスト



毎月の給与計算チェックリスト



- 家族手当や扶養手当など、従業員の状況に応じて支給される手当の支給・変更を忘れる
- 年次有給休暇を取得していることに気がつかず、時間外労働の割増賃金を多く支給する

従業員本人や家族の結婚、出産、死亡、子どもの就職など、扶養家族の人数が変動すると、家族手当や扶養手当の支給額が変わることがあります。また、年次有給休暇は給与には反映されますが、実労働時間にはカウントされません。そのため、年次有給休暇の取得を給与計算時に反映していないと、残業代の計算を間違えてしまうことがあります。

項目	チェック内容	備考	回答
従業員 情報	1 「扶養控除等（異動）申告書」の記載内容をもとに従業員の被扶養者の異動・変更情報を確認した	• 被扶養者の異動・変更は、家族手当や扶養手当の支給金額だけではなく、年末調整の配偶者控除や扶養控除の金額にも影響します	<input type="checkbox"/>
	2 新たに介護保険の加入対象となる従業員がいないか確認した	• 40歳以上65歳未満の従業員は、介護保険の第2号被保険者の対象となります 参考 厚生労働省「 介護保険制度について 」	<input type="checkbox"/>
勤怠 情報	3 年次有給休暇の取得の有無を確認した	• 年次有給休暇で休んだ時間数は実労働時間にカウントしないため、時間外労働の割増賃金を計算する際には注意が必要です	<input type="checkbox"/>

毎月の給与計算チェックリスト

項目	チェック内容	備考	回答
支給項目	4 従業員からの報告や「扶養控除等（異動）申告書」の記載内容をもとに、従業員の家族や扶養家族の増減を確認し、家族手当・扶養手当などの金額を計算した	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則で、家族手当や扶養手当の支給条件や支給金額を確認しましょう 	<input type="checkbox"/>
	5 （経費精算を給与支給時に行う場合）経費申請の内容や領収書の金額と突き合わせをし、経費精算の金額にミスがないかを確認した	<ul style="list-style-type: none"> 経費精算額は所得税の課税対象としないように注意しましょう 	<input type="checkbox"/>
控除項目	6 （新たに介護保険の被保険者となる場合）介護保険料が控除されていることを確認した	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険料の控除対象となるのは「40歳になる誕生日の前日が属する月」からで前月分の保険料を当月支払う給与から控除するのが原則です。月初の1日が誕生日の場合、注意が必要です 65歳からは介護保険の第1号被保険者となり、保険料の徴収は市区町村が行うため給与から控除する必要はありません <p>参考 厚生労働省「介護保険制度について」</p>	<input type="checkbox"/>
	7 最新の保険料率が給与計算に反映されていることを確認した	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽの場合、毎年3月に健康保険料率と介護保険料率に変更されます 雇用保険料率は毎年4月確定分の給与から変更されます <p>参考 全国健康保険協会「都道府県毎の保険料率」 厚生労働省「雇用保険料率について」</p>	<input type="checkbox"/>

毎月の給与計算チェックリスト

項目	チェック内容	備考	回答
控除項目	8 (給与額に変動がある場合) 随時改定の対象になるかを確認した	<ul style="list-style-type: none"> 以下3つすべての要件を満たすと、随時改定の対象になります (1) 昇給や降給、諸手当の変更など固定的賃金に変動があった (2) 変動月から3か月間に支払われた給与の平均月額にもとづく標準報酬月額と、変動前の標準報酬月額との間に2等級以上の差がある (3) 変動月から3か月間の支払基礎日数がいずれも17日以上である ※パートやアルバイトの随時改定の要件は、正社員と異なることがあります 参考 日本年金機構「 随時改定(月額変更届) 」	<input type="checkbox"/>
	9 (随時改定の対象となる場合) 月額変更の手続きを行い、標準報酬月額が変更されるタイミングで社会保険料の控除額を変更した	<ul style="list-style-type: none"> 月額変更は、固定的賃金の変動後3か月間の給与平均額をもとに計算し、変動後の給与を初めて支払った月から起算して4か月目の標準報酬月額から改定します 社会保険料は、前月分の保険料を当月支払う給与から控除するのが原則です。そのため、変動後の給与を初めて支払った月から起算して5か月目の給与から控除額を変更します 	<input type="checkbox"/>
	10 算定基礎届の提出後、標準報酬月額決定通知書の内容をもとに、標準報酬月額が変更されるタイミングで社会保険料の控除額を変更した	<ul style="list-style-type: none"> 毎年7月10日までに提出する算定基礎届の手続きにより、9月から新しい標準報酬月額に変更されます 社会保険料は、前月分の保険料を当月支払う給与から控除するのが原則です。そのため、10月支給分の給与から社会保険料の控除額を変更します 参考 日本年金機構「 定時決定(算定基礎届) 」	<input type="checkbox"/>
	11 「特別徴収税額決定(変更)通知書」の内容を確認し、住民税の控除額を6月支給分の給与から変更した	<ul style="list-style-type: none"> 「特別徴収税額決定(変更)通知書」は毎年5月中旬から下旬頃に市区町村から送付されます 前年度の所得がない新卒社員は、2年目から住民税を控除します 参考 足立区「 特別徴収税額の決定(変更)通知書の見方 」	<input type="checkbox"/>

もっと詳しく知りたい方へ

こちらの資料で お伝えしています

← クリックでページに移動できます

無料 資料をダウンロードする >

社労士が解説

給与計算ミスを防ぐ 60のチェックリスト

完全版



Money Forward クラウド